

5号建物キュービクル改修設計業務委託

令和7年 月 日

陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	工事企画	管財係	電気係長	作成

仕 様 書

1 件 名

5号建物キュービル改修設計業務委託

2 場 所

沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

3 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊与那国駐屯地で実施する「5号建物キュービル改修設計業務委託」について適用する。

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日

5 業務内容

5号建物に新たに設置する衛生器材へ電源供給に必要なキュービル改修その他付帯工事の設計、仕様書作成及び積算を本仕様書に基づき実施する。

6 設計付与条件

- (1) 与那国駐屯地
受電電圧：6, 600V
設備容量：3, 480kVA
契約電力：800kW
- (2) 5号建物 高圧受電盤
受電電圧：6, 600V
最大電力：170kW
低圧動力盤 変圧器容量：300kVA
負荷容量：230kW
最大電力：150kW
- (3) 増設負荷 3相3線200V 150A
- (4) 改修工事の条件
ア 3号建物1階電気室内のキュービル改修
イ キュービルから増設負荷までの配線及び接続
ウ 前各項に伴う付帯工事一式
- (5) 工事予定期間 令和8年5月下旬から令和9年3月下旬

7 管理技術者の資格

資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合はその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- (1) 第3種電気主任技術者
(2) 1級電気工事施工管理技術者

8 実施設計の内容及び範囲

- (1) 実施設計の内容
電気設備実施設計
- (2) 実施設計に関する業務範囲
ア 要求事項の確認
イ 現地調査

件 名	5号建物キュービル改修設計 業務委託	2 / 5
-----	-----------------------	-------

- ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- エ 実施設計方針の策定
 - (a) 総合検討
 - (b) 実施設計のための基本事項の確定
 - (c) 実施設計方針の施定
- オ 実施設計図書の作成
- カ 概算工事費の検討
- キ 実施設計内容の発注者への説明等
- (3) 実施設計に関する業務範囲
 - ア 成果図書に基づく積算業務
 - イ 積算数量算出書の作成
 - ウ 単価作成資料の作成
 - エ 見積徴集
 - オ 見積検討資料の作成

9 業務の実施

- (1) 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- (3) 適用基準
 - ア 設計基準類
 - (a) 建築設備設計基準（最新版）
 - (b) 防衛施設設備設計要領（最新版）
 - イ 積算基準類
 - (a) 公共建築工事積算基準（最新版）
 - (b) 防衛施設設備積算要領（最新版）
 - ウ 標準仕様書等
 - (a) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編 最新版）
 - (b) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編 最新版）
 - (c) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編 最新版）
 - (d) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 最新版）
 - (e) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編 最新版）
 - (f) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編 最新版）
 - (g) 公共建築工事標準図（電気設備工事編 最新版）
 - (h) 公共建築工事標準図（電気設備工事編 最新版）
 - (i) 建築工事標準詳細図
 - エ その他基準類
 - (a) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
 - (b) 建築構造設計基準及び同解説
 - (c) 公共建築工事標準書式

(d) 防衛省建設工事等標準書式・記載例

(4) 図書の確認

30%・60%・90%・100%毎に設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。また、確認の都度、監督官から要求があった場合は、検討し修正を加えるものとする。

(5) コスト縮減に係る提案について

本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコストの縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

10 実施設計（改修）

(1) 成果物及び提出部数等（基準）

成果物等	縮 尺	部数	摘要
1 電気設備工事			
(1) 電気（総合）設計図		2	
ア 特記仕様書			
イ 敷地案内図			
ウ 配置図			
エ 平面図	1/50～1/200		
オ キュービクル改修図	1/50～1/200		
カ 単線結線図（改修部）	1/50～1/200		
キ 屋内又は屋外配線図	1/10～1/50		
ク その他必要な図	1/10～1/50		
2 機械設備積算		1	
(1) 数量算出書			
(2) 積算数量調書			
(3) 見積書、見積比較表			
3 その他		1	
(1) コスト縮減検討報告書			
(2) 概略工事工程表			
(3) 概算工事費報告書			
4 資料		1	
(1) 各種技術資料			
(2) 各種記録書			
(3) CADデータ			

- (2) 細部事項
 - ア 設計図は、監督官と協議のうえ、適宜、追加・削除してもよい。
 - イ 負荷計算等を既存のソフトで行う場合は、事前に監督官と協議する。
 - ウ 報告書に併せて、各種データを提出すると。

1 1 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「共通仕様書」による。
- (2) 本業務の実施に当たり、現地実測を行うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり、設計図書を貸与する。

1 2 秘密保全等

- (1) 請負者は、業務遂行に際して知り得た事項について守秘義務を負う。
- (2) 請負者の駐屯地内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、監督官の指示に従うものとする。
- (3) 請負者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（防経装第9246号。21. 7. 31）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあたっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、履行体制を確保し、監督官の確認を受け、これを変更した場合には、遅滞なく監督官に通知するものとする。また、協力会社等に不適切な取扱いがあった場合の請負者の対応について、“装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の速報について（通知）”を基準としてあらかじめ定め、監督官に報告するものとする。
- (4) 保護すべき情報は次による。
 - ア 自衛隊施設の構造、性能、強度又は配置に係る情報
 - イ 自衛隊施設の強靱性確保に係る技術的事項
 - ウ 自衛隊施設内部の正確な配置及び性能
 - エ 重要機器及び装備品等の配置、性能及び諸元
 - オ その他、監督官から示された情報
- (5) 撮影した写真データは監督官（保全担当者）の点検を受け、保全が必要な部位が記録されている場合、その場で消去する。

件 名	5号建物キュービル改修設計 業務委託	5 / 5
-----	-----------------------	-------